

事業者各位

令和 7 年 5 月 1 日
兵労基安登録第1号 有効期限令和11年9月6日
兵労基衛登録第1号 有効期限令和11年9月6日
兵庫労働局長登録安全衛生推進者養成講習機関
(一社)兵庫労働基準連合会 淡路事務所

令和 7 年度

安全衛生推進者(衛生推進者)養成講習のご案内

常時10人以上50人未満の労働者を雇用する事業所については、労働安全衛生法（法第12条の2）により、安全衛生推進者（非工業的業種は衛生推進者）の選任が義務づけられています。つきましては、当事務所が兵庫労働局長の登録を受け、標題の講習を実施いたしますので、この機会に資格者の充足と選任を図られますようご案内いたします。

- [記]
1. 日 時
- 令和 7 年 6 月 11 日（水） 8：55～17：10
令和 7 年 6 月 12 日（木） 8：50～12：10
- 衛生推進者講習の受講者は、1日目（6月 11 日）のみ受講
- 安全衛生推進者講習の受講者は、1日目（6月 11 日）2日目（6月 12 日）受講
2. 会 場
- 洲本市市民交流センター
（ 洲本市宇原1788－1 TEL. 0799－24－4450 ）
3. 受講定員
- 40 名 （ 定員になり次第締め切ります ）
4. 受付期間
- 令和 7 年 5 月 1 日（木）～ 5 月 23 日（金）
5. 受 講 料
- 安全衛生推進者 受講料 14,300円
テキスト代 1,430円 } 15,730円 （消費税込）
衛生推進者 受講料 9,900円
テキスト代 1,430円 } 11,330円 （消費税込）
6. 申込方法
- 所定の申込用紙（事務所にあります。ホームページからもダウンロード可能です。）に必要事項をご記入の上、『写真』を貼って、お申込み、お振込下さい。

申込み受付後は、受講料は返金できません。ただし、締切り日までの受講者の変更は可能ですが、事前に必ずお申出下さい。

<振込先> 淡陽信用組合 下加茂支店
普通預金 №.0100137
一般社団法人 兵庫労働基準連合会 淡路事務所 所長 樫本武男

7. 申 込 先
- (一社) 兵庫労働基準連合会 淡路事務所（淡路労働基準協会内）
兵庫県洲本市桑間295 協会ホームページ <http://awaji-roukikyokai.com/>
(TEL：0799－23－0007 ・ FAX：0799－23－0988)
8. そ の 他
- 受講者は、講習当日の受付時に、本人確認の為の書類（自動車運転免許証等）の提示が必要です。
※ 提出していただいた個人情報、協会が責任を持って保管・管理し、本講習(研修)の的確な実施の為にのみ利用いたします。

9. 講習日程

		時 間 割	講 習 科 目	時 間
学 科	1 日 目	8：35～ 8：55	受付	
		8：55～ 9：05	オリエンテーション	
		9：05～ 11：05	作業環境管理及び作業管理	2時間
		11：05～ 11：15	休憩	
		11：15～ 12：15	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間
		12：15～ 13：00	休憩	
		13：00～ 14：00	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	
		14：00～ 15：00	健康の保持増進	1時間
		15：00～ 15：10	休憩	
		15：10～ 16：10	安全衛生教育	1時間
		16：10～ 17：10	関係法令(労働衛生)	1時間
	2 日 目	8：30～ 8：50	受付	
		8：50～ 9：00	オリエンテーション	
		9：00～ 11：00	安全管理	2時間
		11：00～ 11：10	休憩	
		11：10～ 12：10	関係法令(労働安全)	1時間

- (注)講習期間中の遅刻及び理由なき早退は不合格となります。
- (参 考)
- 安全衛生推進者を選任しなければならない事業所
次の業種で常時 10人以上 50人未満の事業場
◎ 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工を含む)、電気業
ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業
◎ 家具・建具・じゅう器等卸売・小売業、燃料小売業、各種商品小売業
◎ 旅館業、ゴルフ場業、自動車整備及び機械修理業
- 衛生推進者を選任しなければならない事業場
上記以外の業種で常時 10人以上 50人未満の事業場